

令和 5 年地方分権改革に関する提案等について

令和 5 年 8 月 1 日 全国町村会

【提案団体数】

	令和 4 年		令和 5 年	
都道府県	46	16.0%	44	18.6%
市区町村	229	79.8%	177	75.0%
うち、市区	145	50.5%	126	53.4%
うち、町村	84	29.3%	51	21.6%
全国的連合組織等	12	4.2%	15	6.4%
合 計	287	-	236	-

※九州地方知事会、特別区長会の構成団体は都道府県・市区にもそれぞれ計上。

37

【提案件数】

	令和 4 年		令和 5 年		重点事項	
都道府県	161	55.3%	120	52.2%	20	46.5%
市区町村	194	66.7%	159	82.0%	28	65.1%
うち、市区	157	54.0%	125	79.6%	24	55.8%
うち、町村	37	12.7%	34	14.8%	4	9.3%
全国的連合組織等	84	28.9%	70	30.4%	12	28.0%
合 計	291	-	230	-	43 件※・36 事項	

※共同提案は各団体区分にそれぞれ計上しているため、合計は一致しない。

※フォローアップ案件に含まれる令和 4 年以前の提案は含まない。

【重点事項と位置付けられた提案に係る全国町村会意見】

重点番号	管理番号	提案団体 (追加共同提案団体)	提案事項	求める措置の具体的な内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
1	8	四條畷市、枚方市、西宮市(船橋市、横浜市、海老名市、兵庫県、五條市、広島市、東温市、朝倉市、荒尾市)	県外分診療報酬の全国決済制度(国民健康保険)を地方単独医療制度において適用することで、国民健康保険被保険者の県外受診時の現物給付を可能とすること	国民健康保険被保険者について、公費負担医療に係る県外分診療報酬の審査支払業務も全国決済制度を活用し、療養取扱機関が立地する所在地の都道府県国保連合会において行うことが、昭和50年の厚生省保険局国民健康保険課長通知で規定されているが、この公費負担医療に「地方単独医療制度」が含まれているかどうかが明確でない。地方単独医療制度における県外受診の場合の審査支払業務も、市町村から都道府県国保連合会に委託できる旨の明確化など、地域において合意形成が円滑に取り組めるような措置を求める。	<p>地方単独医療費助成において、被保険者が住所地の区域外で受診した場合に、償還払いに代えて現物給付することは、現行通知でも可能である。他方で、現物給付とするためには、地方単独医療費助成を行う自治体において、区域外の医療機関等に対して現物給付で取り扱うことについての必要な調整などを行っていただく必要がある。既に、こうした調整を経て、三重県や島根県の一部の自治体などの地方単独医療費助成においては、区域外の医療機関等を受診した際に現物給付が行われているところである。</p> <p>今後、地方単独医療費助成における区域外の医療機関等を受診した際の審査支払業務の委託に係るご指摘の通知の記載については、提案団体の意見も踏まえながら、必要な措置を検討してまいりたい。</p> <p>【全国町村会意見】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
4	55	今治市、松山市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、 上島町、久万高原町、砥部町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町(旭川市、盛岡市、白河市、千葉市、船橋市、浜松市、豊田市、大阪市、兵庫県、広島市、三原市、高松市、高知県、大村市、熊本市、宮崎県、鹿児島市)	妊産婦健康診査の広域化	<p>①妊産婦健康診査受診票を全国共通で利用できるような整備を求める。</p> <p>②県外で受診した妊産婦健康診査の結果を居住地の自治体に情報共有できるよう整備を求める。</p> <p>例) 妊産婦健康検査は全国の自治体で14回以上助成が行われており、14回までの妊産婦健康診査受診票については、全国の医療機関にて利用できるよう整備いただきたい。(15回以上の助成を行う自治体においては15回以上の部分においては、これまでどおり償還払いにて対応など)</p>	<p>令和5年度の調査研究において、里帰り出産により居住していない自治体の医療機関において健診受診等を行う場合の課題等を把握する予定としているところである。</p> <p>【全国町村会意見】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
38	38	鳥取県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、広島県、関西広域連合(宮城县、 羽後町、茨城県、群馬県、三重県、熊本市)	夜間中学における遠隔授業に関する要件緩和	<p>夜間中学における遠隔授業(学校教育法施行規則第77条の2に規定するオンラインを活用した学習)について、以下の要件緩和を求める。</p> <p>①受信側に教員を配置することになっているが、分教室(サテライト)の柔軟な運用を可能とする観点から、学校長が必要と認める場合には、教員免許を持っていない者の配置でも可能とすること。</p> <p>②やむを得ず登校できない生徒について、学校長が必要と認めた場合には、自宅で遠隔授業を受けた際も、出席扱いとすること。</p> <p>③遠隔教育特例校制度に係る申請手続きや評価・公表等実施に係る負担軽減を行うこと。</p>	<p>①中学校教育は対面を原則として行われるものであるため、遠隔教育特例校制度を活用する場合にも、受信側に教員を配置することが必要となります。</p> <p>夜間中学も学校教育法第1条に定める「中学校」であるため、同じく、受信側に教員を配置することは必要となります。</p> <p>なお、設置形態にかかわらず、夜間中学も通常の中学校と同様に教職員定数は算定され、都道府県等の申請に基づき、個別の課題等に対応するための加配定数も措置しております。</p> <p>②夜間中学も学校教育法第1条に定める「中学校」であるため、登校することが必要となります。なお、夜間中学において不登校となっている場合には、「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(令和元年10月25日)において、また、病気療養児については、「小・中学校等における病気療養児に対するICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について(通知)」(令和5年3月30日)において、出席扱いができる場合もあります。</p> <p>③文部科学省においては自治体にヒアリングを行い、令和4年度より申請期間の延長・弾力化を行うなど、本制度の運用の改善を図っているところです。引き続き、本制度がより活用しやすいものとなるよう、必要な検討を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>(参考)令和4年度における遠隔教育特例校制度の運用面での改善事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請期間について、8月1日～8月31日としていたところ、8月1日～10月31日に期間を延長した。 ・自治体の希望も踏まえながら、4月1日と6月1日の2回に分けて遠隔教育特例校の指定を行うこととした。 <p>【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>

【重点事項と位置付けられた提案に係る全国町村会意見】

重点番号	管理番号	提案団体 (追加共同提案団体)	提案事項	求める措置の具体的な内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
13	230	兵庫県、加古川市(仙台市、茨城県、ひたちなか市、高崎市、藤岡市、春日部市、ふじみ野市、船橋市、川崎市、相模原市、石川県、京都府、大阪府、大阪市、寝屋川市、広島市、佐世保市、熊本市)	民生委員・児童委員活動における証明事務の見直し	民生委員・児童委員活動における証明事務を見直し、児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類に係る本人の申立書の内容を証明する者を拡大すること	<p>児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領について(昭和48年10月31日付け児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知)において、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の認定請求書の審査の際に、監護状況等の確認のために求めている書類は、「民生委員、児童委員等の証明書」としており、民生委員、児童委員以外の証明できる者についてお示しする等の対応を検討してまいりたい。</p> <p>【全国町村会意見】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
14	141	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会(岩手県、羽後町、茨城県、川崎市、富山県、浜松市、京都府、八幡市、大阪市、兵庫県、岡山県、高知県、宮崎県)	小学校における教科担任制加配に係る授業時間数の下限の見直し	小学校高学年における教科担任制を推進するための加配定数について、中山間地域や小規模校等、地域や学校の実情に応じて、加配教員が受け持つ授業時間数等の要件緩和を求める。	<p>教科担任制推進に係る加配定数については令和4年度から、専門性の高い教科指導を行うとともに、教師の働き方改革の観点から、小学校高学年の学級担任の持ち授業時数の軽減を目的として予算上、計上している。このため、当該加配定数によって措置された教師が一定の持ち授業時数を持たない場合、その政策効果が減退することが考えられるため、予算編成過程における議論を踏まえ、持ちコマ数の要件を設けているところ。ただし、例えば令和5年4月25日の都道府県・指定都市向け担当者会議の配布資料には以下の記載があるところであり、既に提案団体がお示しするような、一定の弾力的運用も可能としているところ。 「原則として、小学校高学年の対象教科を最大限優先することとしつつ、学校規模や地理的要因により、例えば、 ・優先教科について小学校高学年での実施を前提として、持ちコマ数に余裕がある場合に第3、4学年においても専科指導を実施すること ・小規模校において、1人の専科指導教員が小学校高学年の優先教科に加え、他の教科の専科指導等を実施することは可能とする。」 文部科学省としては、当該加配定数の政策目的に関わる基本的な考えは維持しつつ、都道府県・指定都市が有效地に活用できるよう、引き続き現状の考え方の周知を行うこととした。</p> <p>【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
14	218	島根県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟(羽後町、茨城県、群馬県、川崎市、石川県、浜松市、京都府、八幡市、大阪市、岡山県、高知県、宮崎県)	小学校における教科担任制加配及び英語専科指導加配に係る授業時間数の要件の見直し	小学校における教科担任制加配及び英語専科指導加配に係る授業時間数の要件の見直しを求める。	<p>英語専科指導に係る加配定数は平成30年度から、教科担任制推進に係る加配定数については、令和4年度から、専門性の高い教科指導を行うとともに、教師の働き方改革の観点から、小学校高学年の学級担任の持ち授業時数の軽減を目的として予算上、計上している。このため、当該加配定数によって配置された教師が一定の持ち授業時数を持たない場合、その政策効果が減退することが考えられるため、予算編成過程における議論を踏まえ、持ちコマ数の要件を設けているところ。ただし、例えば令和5年4月25日の都道府県・指定都市向け担当者会議の配布資料には以下の記載があるところであり、既に提案団体がお示しするような、一定の弾力的運用も可能としているところ。 「原則として、小学校高学年の対象教科を最大限優先することとしつつ、学校規模や地理的要因により、例えば、 ・優先教科について小学校高学年での実施を前提として、持ちコマ数に余裕がある場合に第3、4学年においても専科指導を実施すること ・小規模校において、1人の専科指導教員が小学校高学年の優先教科に加え、他の教科の専科指導等を実施することは可能とする。」 文部科学省としては、当該加配定数の政策目的に関わる基本的な考えは維持しつつ、都道府県・指定都市が有效地に活用できるよう、引き続き現状の考え方の周知を行うこととした。</p> <p>【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>

【重点事項と位置付けられた提案に係る全国町村会意見】

重点番号	管理番号	提案団体 (追加共同提案団体)	提案事項	求める措置の具体的な内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
14	219	島根県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟(羽後町)、茨城県、川崎市、石川県、京都府、大阪市、岡山県、広島市、熊本市、宮崎県)	小学校における英語専科指導加配に係る資格要件の緩和	小学校における英語専科指導加配に係る資格要件の緩和を求める。	<p>英語専科指導に係る加配定数は平成30年度から、専門性の高い教科指導を行うため、予算上、計上しており、当該加配定数によって配置された教師については、一定の専門性を確保する必要があることから、予算編成過程における議論を踏まえ、資格等の要件が設けられているところ。 文部科学省としては、当該加配定数の政策目的に関わる基本的な考えは維持しつつ、都道府県・指定都市が有効に活用できるよう、引き続き現状の考え方の周知を行うこととしたい。</p> <p>【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
20	131	指定都市市長会、大治町(札幌市、越谷市、千葉市、荒川区、相模原市、新潟市、長野県、浜松市、小牧市、草津市、守口市、熊本市)	<p>「保育所入所保留通知書」の取得といった育児休業給付の支給延長に係る受給資格確認手続きを見直し、入所意思がない者からの保育所等の入所申込みに対する入所選考等の事務負担が市町村に生じないようにすること。 (例) - 延長制度を撤廃し、子が2歳に達するまでの間、支給可能とする - 支給延長の申込みを受けたハローワークが、保育所等の利用状況を市町村に照会する - 「保育所等を利用していない旨の証明」を以て、支給期間を延長する - 申請を電子化し、保育及び支給延長の申請状況を連携させる等</p>	<p>現制度では、子が1歳になった後は、保育所における保育の実施を希望し申込みを行っているが当面保育が行われない場合に、最大2歳の誕生日の前々日まで支給が延長されるようになっており、子が1歳になってからもしばらく自ら育児を行いたい保護者は、給付金や休業延長のために「保育所入所保留通知書」を取得する必要があり、保育所等の入所申込みをしている。</p> <p>保育所等の入所申込みの相談・受付を行う窓口に、「確実に保留になるためにはどのようにすればよいのか」という相談があった場合、入所意思のない者に対して制度の説明を含めて一から案内することになり、窓口対応に30分～1時間程度の時間が割かれるほか、保護者の意に反して入所内定となった場合は苦情も多く、その対応に時間を要している。そのため、真に保育所の利用を必要とする保護者の相談・受付や、保留者へのフォローアップなど、寄り添った対応をするための時間の確保を難しくしている。</p> <p>また、保護者にとっても、入所意思がないにもかかわらず、育児休業手当金のために入所申込みを行うことは負担である。</p> <p>さらに、育児休業給付の延長を希望する入所意思のない方が保育所に内定した場合、辞退されることが多く、真に保育所への入所を希望する方が入所できないケースがある。</p>	<p>育児休業・給付は、原則として、子が1歳に達するまで取得・受給することができるが、保育所等に入れない場合には例外的に最長2歳に達するまで延長することを可能としている。育児休業・給付の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、こうした育児休業・給付の制度の適切な運用を図る観点から、「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫について」(平成31年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)にて保育所等の利用調整を行う際の工夫及び入所保留通知書の作成に当たっての留意事項を既にお示ししているところであり、当該事務連絡を踏まえ市町村において工夫等を行っていただきたいと考えている。</p> <p>【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>

【重点事項と位置付けられた提案に係る全国町村会意見】

重点番号	管理番号	提案団体 (追加共同提案団体)	提案事項	求める措置の具体的な内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
23	139	広島県、宮城県、愛媛県、中国地方知事会(島根県、高知県)	既存の計画を離島振興計画と位置付けることを可能とすること等	離島振興計画の記載事項を全て含むする他の計画を既に策定している場合には、当該計画を離島振興計画と位置付けることができるよう法令上の対応をし、又は運用を見直す。 既存計画が離島振興計画の記載事項を全て含んでいない場合には、当該記載事項を別に取りまとめることにより記載事項を充足することができるよう法令上の対応をし、又は運用を見直す。	離島振興法(以下「法」という。)は、離島が他の地域に比較して厳しい自然的・社会的条件にあることに鑑み、法の目的(離島の自立的発展の促進、島民の生活の安定及び福祉の向上、地域間の交流促進、離島の無人化や離島における著しい人口減少の防止、離島における定住の促進等)を達成するため、公共事業の補助率の嵩上げ、交付金等の交付など、離島の振興のための特別の措置を規定している。これらの特別の措置は、関係都道府県が作成する離島振興計画に基づく事業に対して講じられるものであり、特別の措置を受けようとするのであれば、離島の振興に必要とされる事業を明確化する上で、離島振興計画は作成される必要がある。 離島振興計画を定める場合には、関係都道府県は、国が定める離島振興基本方針(以下「基本方針」という。)に基づき、離島振興対策実施地域(以下「離島地域」という。)について定めるとされている。前述のとおり、離島振興計画は、国が講じる特別の措置の根拠となるものであるから、国が定める離島振興基本方針に適合している必要があるほか、離島地域について定めるものであることから、離島地域ごとに置かれている地理的・自然的特性は異なることを踏まえ離島地域ごとの課題に即して立案されるべきものである。 提案内容は、離島振興計画の記載事項が既存の他の計画の記載事項に含まれている場合には他の計画をもつて離島振興計画の全部又は一部とすることを求めるものであるが、記載事項が重複していたとしても、その内容が離島振興基本方針に適合しているか、離島地域の課題に即したものであるかは、改めて検討される必要があり、単に計画の記載事項が重複していることをもって、離島振興計画とすることはできない。 なお、法が規定する離島振興計画の作成プロセスは、主務大臣が定める基本方針に基づき、作成されること(法第4条第1項)、その作成にあたり、離島地域のある市町村に案の提出を求め(法第4条第5項)、また市町村は案の作成にあたり住民の意見を反映するために必要な措置を講ずること(法第4条第8項)とされており、離島振興計画の作成過程において、他の計画を転載することを含め、どのような調整をとるかは、作成する都道府県に委ねられており、作成・調整過程の合理化は、現行においても可能である。
24	180	仙台市、札幌市、石巻市、岩沼市、登米市、東松島市、 蔵王町、女川町 、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市(札幌市、盛岡市、千葉市、足立区、横浜市、相模原市、海老名市、新潟市、長野県、浜松市、三原市、高知県)	市町村子ども・子育て支援事業計画における、地域子ども・子育て支援事業に係る記載事項の一部任意化	「市町村子ども・子育て支援事業計画」の記載事項となっている「各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期」(子ども・子育て支援法第61条第2項第2号)に関して、「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」において「全国共通で「量の見込み」を算出する」とされている地域子ども・子育て支援事業のうち、量の見込みの算出が困難な事業については、当該記載事項を任意のものとすること。	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、子ども・子育て支援法第61条において、特定教育・保育施設等の量の見込みとともに、市町村こども・子育て支援事業計画の基本記載事項としている。 地域子ども・子育て支援事業については、各自治体において、地域の実情を踏まえて「量の見込み」を作成の上、地域子ども・子育て支援事業を計画的に進め、全国的な整備を図っていくという性質上、任意記載事項とすることは困難である。 他方で、子ども・子育て支援事業計画策定にあたっての「量の見込み」の算出については、これまで地方分権提案において、各自治体から作業負担に関する指摘等があったことを踏まえ、市区町村の事務負担を軽減する観点から、利用希望把握調査(アンケート調査)以外の手法を用いることも可能である旨を明確化するほか、利用希望把握調査以外の手法を例示する等の対応を行ってきたところ、負担軽減に資する取組については、引き続き、検討してまいりたい。

【重点事項と位置付けられた提案に係る全国町村会意見】

重点番号	管理番号	提案団体 (追加共同提案団体)	提案事項	求める措置の具体的な内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
27	74	豊田市(札幌市、郡山市、横浜市)	森林所有者等が市町村の補助を受けて間伐する場合及び市町村の事業により間伐する場合について伐採届の提出を不要とすること	伐採及び伐採後の造林の届出書(以下「伐採届」という。)の提出が不要となる場合を規定する森林法第10条の8第1項各号又は森林法施行規則第14条各号に「森林所有者等が市町村の補助を受け間伐する場合」及び「市町村の事業により間伐する場合」を追加し、これらの場合には伐採届の提出を不要とすることを求める。	<p>森林法では、無秩序な伐採等により森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたすことがないよう、市町村長は伐採造林届により伐採方法等が市町村森林整備計画に適合しているか確認し、これに適合しない伐採や、無届けで伐採が行われる場合には、森林法に基づき伐採の中止命令や伐採後の造林命令を行うことが可能となっている。</p> <p>(ア) 市町村の補助事業の場合 市町村への補助申請等に、法第8条第1項に定める伐採造林届の記載事項と同等の内容が網羅され、市町村森林整備計画との適合が確認可能である場合、当該申請書を森林法上の伐採造林届を兼ねるものと取り扱うことで、法に基づく指導監督権限を維持しながら、森林所有者等及び市町村の事務負担軽減を図ることを検討する。</p> <p>(イ) 市町村が事業主体となる場合 伐採造林届は実施主体が誰であるかに問わらず、市町村の林務担当部局において伐採の状況を把握し、市町村森林整備計画との適合を確認する必要があることから届出の対象としており、市町村が実施主体であることをもって、法第10条の8第1項に定める伐採造林届の適用除外とすることは困難である。</p> <p>【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
27	75	豊田市(秋田市、横浜市、福井市、熊本市、延岡市)	施設管理上必要最小限の危険木又は支障木を伐採する場合について伐採届の提出を不要とすること	伐採及び伐採後の造林の届出書(以下「伐採届」という。)の提出が不要となる場合を規定する森林法第10条の8第1項各号又は森林法施行規則第14条各号に「施設管理上、必要最小限の危険木又は支障木を伐採する場合」を追加し、この場合には伐採届の提出を不要とすることを求める。	<p>ご提案のように施設管理上必要な危険木等の伐採について、事前に届出を行う時間のない緊急の場合には、森林法第10条の8第1項第9号の規定により、伐採造林届の適用が除外され、同条第3項に基づく事後届出で対応可能となっている。</p> <p>【全国町村会意見】 法律の内容の周知徹底をするとともに、丁寧な対応を求める。</p>
31	20	吉岡町、桐生市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、榛東村、上野村、神流町、甘楽町、中之条町、嬬恋村、片品村、みなかみ町、玉村町、明和町、千代田町、大泉町(盛岡市、羽後町、いわき市、高崎市、越谷市、世田谷区、浜松市、関市、豊橋市、豊田市、半田市、亀岡市、枚方市、寝屋川市、西宮市、東温市、久留米市、熊本市、宮崎市)	住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求について、公文書(請求書)様式の統一化	住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求について、官公庁が作成する公文書(請求書)様式の統一化を求める。	<p>(住民票の写しについて) 国又は地方公共団体の機関の住民票の写しの請求に当たって使用する請求様式については、各機関に委ねられているところですが、地方公共団体の負担軽減のため、関係機関と協議し、御提案を踏まえて必要な検討を行うこととしたい。 (戸籍証明書について) 戸籍証明書等の公用請求は戸籍法第10条の2第2項に基づき行われているところ、その請求に際しては「その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。」とされていることを踏まえ、その様式の統一について、御提案を踏まえて必要な検討を行うこととしたい。</p> <p>【全国町村会意見】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

【重点事項と位置付けられた提案に係る全国町村会意見】

重点番号	管理番号	提案団体 (追加共同提案団体)	提案事項	求める措置の具体的な内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
32	77	豊田市(函館市、旭川市、 羽後町 、長野県、笠岡市、長崎市、佐世保市)	身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定に係る地方社会福祉審議会への意見聴取の義務付けの廃止	身体障害者福祉法第15条第2項において、都道府県知事が医師を定める際には社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関(以下、「地方社会福祉審議会」という。)の意見を聴かなければならぬとあるが、この義務付けを廃止することを求める。	<p>身体障害者手帳は指定医の診断書・意見書に基づき、都道府県、指定都市又は中核市において障害の認定が行われ、当該手帳を交付された身体障害者に対する、行政や事業者による各種サービスや優遇措置の提供の際の証明手段となっている。</p> <p>過去、当該指定医について、平成20年度に北海道にて実際より患者の障害程度を重く診断し、虚偽の診断書を作成した疑いや、平成26年度に聴覚障害の認定が適正に行われたのか疑念を生じさせる事案があったことを受け、障害者手帳制度の適正性を担保するために、厚生労働省は当該指定医制度に関する障害認定における専門性の向上等に関する周知や取り組みに努めてきた。</p> <p>身体障害者福祉法第15条2項に規定される当該指定医の指定に関する地方社会福祉審議会の諮問は、指定医の障害認定における専門性と公平性の担保のために有用に機能している仕組みであると承知している。例えば、指定医の申請をした医師の経験等に疑義が生じた場合、諮問された審議会の委員は、当該医師にかかる症例集など追加の資料の提出を求め、個別にその障害認定における専門性について審査し、行政職員では困難な指定の可否の判断を行う事例もあると承知している。また、合議制の機関の意見を聴くことについては、障害種別間の公平性を図る観点から必要であると考えている。</p> <p>仮に、当該規定の廃止をした場合、指定医の専門性の低下につながり、診断書・意見書の疑義が増加し、医師への照会、申請者への再検査等、地方社会福祉審議会への諮問に伴う、自治体職員の事務負担増加や、申請者への手帳交付や支援等の遅滞が生じることが懸念される。</p> <p>また、各種サービスを提供する際の証明手段としての身体障害者手帳制度の適正性が損なわれる可能性があり、当該手帳を交付された身体障害者に対する、行政や事業者による各種サービスや優遇措置の円滑な提供に支障が生じることも懸念される。</p> <p>以上から、当該規定を廃止することは、身体障害者手帳制度の適正性の担保の観点から不適当であると考えている。</p> <p>【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
43	121	指定都市市長会(札幌市、 羽後町 、茨城県、千葉市、相模原市、浜松市、岡山県、熊本市)	地方自治法に定める歳入歳出外現金に学校徴収金を含めること	学校徴収金の徴収・管理業務を地方自治体が行うことによる歳入歳出外現金の対象範囲の拡大	<p>保護者等の負担する学校徴収金を歳計現金とするかどうかについては各地方公共団体において判断されているところであるが、文部科学省としては、学校徴収金については公会計化に向けた取組を進めるべきであると考えている。</p> <p>なお、必ずしも保護者に口座振替の手続きを二重で求める必要はなく、教育委員会が銀行と連携し、学校給食費や学校徴収金を、单一の保護者口座から地方公共団体の口座、校長の口座等にそれぞれ振替を行っている地方公共団体もある。</p> <p>【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>

令和5年地方分権改革に関する提案募集に係る

全事項に共通して国に対処を求める意見

全国町村会

- ・町村に移譲された事務・権限の実施にあたり財源（人件費相当額を含む。）の不足が生じないよう、必要総枠を確保し、国・都道府県から町村に財源移譲すること。
- ・少子高齢化・人口減少が急速に進行する町村においては、単独で専門人材の確保を行うことが困難となっているため、職員派遣の活用など、柔軟な協働、連携を通じて、多様な人材の確保・育成を強力に推進すること。特に、条件不利な町村部においても人材が集まるような制度の構築や研修の充実など、財政支援が重要であること。
- ・地方が住民サービスの向上に資する連携・協働を図るためにデジタル手段を活用した情報共有・情報連携が重要であり、国も必要な支援や制度化を行うこと。
- ・事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言など必要な支援を行うこと。

- ・国が制度の創設・拡充等を行うに当たっては、町村の行政需要の多寡や先行的な取組の有無を考慮せずに新たな計画の策定や専任職員の配置等を全国一律に義務付けることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。
- ・国・地方を通じた効率的・効果的な計画行政を推進するため、計画策定に係るについては、提案団体の意向の踏まえ、適切に対応すること。また、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に明記されているとおり、数少ない人員で業務を担っている町村の実態を踏まえ、計画以外の形式を検討するとともに、既存計画の統廃合や事務負担の軽減を進めること。さらに、ナビゲーション・ガイドの確実な活用を含め、計画等の策定による地方の負担が増大することのないよう具体的な取組を進めること。